

退職後の健康保険制度に関するQ & A



Q 1. 任意継続と国民健康保険、どちらが良いの？

A 共済組合の任意継続組合員は、被扶養者への給付や、災害給付、附加給付制度がありますので、給付内容としては国民健康保険より充実していることになります。

保険料掛金額の算定の方法については、国民健康保険の掛金額は、前年の所得に応じて計算されています。一方、公立学校共済組合の任意継続組合員の掛金は、その年の収入の有無に関係なく退職時の標準報酬月額を元に計算されるため、掛金の額は1年目と2年目でほぼ同じ金額です。また、国民健康保険の保険料は、被扶養者の人数が増えると保険料も増えますが、公立学校共済組合の任意継続組合員の掛金は、被扶養者の人数に関係なく、同じ金額です。1年目は多くの場合は任意継続の場合の方が掛金は安くなります。

必ずしもどちらが良いとは言えませんので、保険給付の内容や掛金の額などを比較して、御自身でどちらに加入するかを決めてください。



Q 2. 被扶養者の認定要件を満たさなくなった。(子どもが就職した。など) 手続は？

A 任意継続組合員被扶養者認定取消の手続をお願いします。しおりの17ページ以降を御確認ください。書類は公立学校共済組合福岡支部給付係宛てに被扶養者の資格確認書等と一緒に送付してください。



Q 3. 資格喪失証明書がほしい。

A ①退職される場合 …… 組合員申告書(様式は所属所にあります)の「資格喪失証明書の発行」の「☐必要」欄にチェック☒をしてください。処理が終わり次第、御自宅に送付します。

②被扶養者の取消の場合 …… 被扶養者申告書(43ページ)「資格喪失証明書の発行」の「☐必要」欄にチェック☒をしてください。処理が終わり次第、御自宅に送付します。

③任意継続をやめる場合 …… 任意継続の資格喪失手続の処理が終わり次第、御自宅に送付します。



Q 4. 任意継続の掛金を月払いにした。毎月いつ引き落とされるのか。

A 毎月19日です。19日が銀行の休業日の場合は翌営業日です。



Q 5. 療養費や傷病手当金など短期給付の書類の締め切りは。

- A 毎月10日が短期給付の締切日です。毎月10日までに受付けたものは、その月の25日に支給します。25日が銀行の休業日の場合は翌営業日に支給します。
- なお、給付事由が生じた日から2年間請求を行わないと時効により受給権が消滅しますので、忘れずに請求をしてください。



Q 6. 任意継続をしているが、夏から常勤講師として働くことになった。講師の任期が終わった後、任意継続にまた加入できるか。

- A 講師としての組合員期間が1年1日以上あれば可能です。常勤講師になった時点で新しく組合員資格を取得するため、退職時に申込みをした任意継続の資格は喪失します。新たに取得した常勤講師としての組合員期間が1年1日以上あれば、その組合員資格に対する任意継続を申込みことができます。もし2か月、3か月などの短期間の任用の場合は、講師の任用が終わった後、任意継続をすることはできません。



Q 7. ケガをして治療用の装具を購入した。病院から書類をもらったがどうしたらいいか。

- A 療養費・家族療養費の申請をしてください。請求書は公立学校共済組合福岡支部ホームページからダウンロードできます。ホームページから印刷できる環境がない場合は請求書を送付しますので、公立学校共済組合福岡支部給付係まで御連絡ください。



Q 8. 入院をする予定で高額な医療費を払うこととなる。高額療養費に該当すると思う。なにか手続はあるか。

- A 特に手続は必要ありません。約3か月後に病院から公立学校共済組合福岡支部給付係にレセプトが届きます。内容を確認し、高額療養費に該当する場合は自動的に給付がおこなわれます。
- なお、事前に限度額適用認定証の申請をしていただければ、窓口での負担を一部減額することも可能です。(限度額適用認定証の申請をしない場合は、後日給付金として支払われるので最終的な負担額は同じです。) 限度額適用認定証の申請書はしおりの47ページ又は公立学校共済組合福岡支部ホームページからダウンロードできます。
- また、マイナ保険証を使用する場合、事前の申請をしていただかなくても、窓口での負担は一部減額されます。



Q 9. 就職をしたので任意継続を辞めたい。就職先から保険証をもらった。年払いした掛金はどうなる？

- A 任意継続の資格喪失手続をお願いします。しおりの13ページを御確認ください。書類は公立学校共済組合福岡支部給付係宛てに送付してください。未経過分の掛金がある場合、任意継続掛金・介護掛金還付請求書(39ページ)を送付していただくことで、月単位で御指定の口座へ還付いたします。



Q10. 任意継続の掛金っていくらになるの？

A 12月1日時点で令和7年度の掛金率が決まっていないため参考程度にしかお知らせできませんが、最高額で月額 41,465 円×12 か月の 497,580 円となる見込みです。御自身の退職時の標準報酬月額を確認の上(標準報酬月額については在職時の給与担当者にお尋ねください)、令和7年度の掛金率がわかりましたら、ホームページに掲載しますので早見表にあてはめて計算してみてください。

<参考>

任意継続掛金・介護掛金 月額計算早見表

令和7年度の掛金率は未定です。参考に令和6年度の率で算出した場合の掛金額は次のとおりです。

任意継続掛金額及び介護掛金額(令和6年4月～令和7年3月)

任意継続掛金 … 次の①②のいずれか少ない額に千分の93.2を乗じて得た額(円未満端数切捨)

介護掛金 … 次の①②のいずれか少ない額に千分の15.92を乗じて得た額(円未満端数切捨)

① 退職時の標準報酬月額

② 全組合員の平均標準報酬月額 380,000 円 (令和6年9月30日現在)

【掛金月額計算早見表】

1 退職時の標準報酬月額が、②全組合員の平均標準報酬月額 380,000 円 以上の方

任意継続 月額	②平均標準報酬月額	380,000 円	$\times \frac{93.2}{1000} =$	35,416 円	(円未満切捨)
介護 月額	②平均標準報酬月額	380,000 円	$\times \frac{15.92}{1000} =$	6,049 円	(円未満切捨)
	(40歳以上65歳未満の方のみ納付)				
合計	41,465 円				

2 退職時の標準報酬月額が、②全組合員の平均標準報酬月額 380,000 円 未満の方

任意継続 月額	①退職時の標準報酬月額	円	$\times \frac{93.2}{1000} =$	円	(円未満切捨)
介護 月額	①退職時の標準報酬月額	円	$\times \frac{15.92}{1000} =$	円	(円未満切捨)
	(40歳以上65歳未満の方のみ納付)				
合計	円				

※ 年払い(令和6年4月～令和7年3月分 一括払い)の場合は、前納による割引が適用されます。

例:最高額の場合

① 仮申し込みを行い、1年分(各月払い) 41,465 円 $\times$ 12か月 = 497,580 円
3月中に払込みをした場合 1年分一括払い = 487,152 円
差額(割引額) 割引率: 2.096 % 10,428 円

② 4月中に払込みをした場合 1年分(各月払い) 41,465 円 $\times$ 12か月 = 497,580 円
1年分一括払い = 488,746 円
差額(割引額) 割引率: 1.775 % 8,834 円

※3月中に仮申し込みをして4月に払込みをした場合の追加納付分 1,594 円
(4月に払込みをした場合、後日追加で納付していただく必要があります。)

※ 掛金額は令和6年度の率で算出したものであり、実際の掛金額は令和7年度の率で算出する必要があります。